

○総務省令第五十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十五日

総務大臣 片山 善博

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三第五号に次のように加える。

(13) 設備規則第四十九条の二十四の三に規定する技術基準

別表第二号二(9)ア中「設備規則第四十九条の二十四の二」の下に「又は第四十九条の二十四の三」を加える。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第2注17に次のただし書を加える。

ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。

別表第二号の二第5注26(1)に次のただし書を加える。

ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。

別表第二号の二第5注26に次のように加える。

(7) 回線設計書を添付する場合には、(3)及び(4)の記載を要しない。

別表第二号の二第5注28(1)中「人工衛星の名称を」を「注26(1)に準じて」に改め、同注に次のように加える。

(9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)

までの記載を省略することができる。

別表第二号の二第5注29(1)中「注28(1)」や「注26(1)」に改める。

別表第二号の四の4及び5中「並びに設備規則第45条の21に規定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2」や「、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の24の2及び設備規則第49条の24の3」に改め、同表注16に次のただし書を加える。

ただし、当該人工衛星が使用できなくなったときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。

別表第二号の四注30(1)中「人工衛星の名称等を」や「注16に準じて」に改め、同注30のよびに改める。

(9) 通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る工事設計書の21の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

別表第二号の四注31(1)中「注30(1)」や「注16」に改める。

(無線局運用規則の一部改正)

第三条 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百六十二条・第二百六十二条の二」を「第二百六十二条―第二百六十二条の三」に改める。
第九章中第二百六十二条の二の次に次の一条を加える。

第二百六十二条の三 設備規則第四十九条の二十四の三に規定する無線設備を使用する携帯移動地球局は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 同一の通信の相手方である人工衛星局の同一のトランスポンダを使用して同一の周波数の電波を使用する一又は二以上の携帯移動地球局は、当該人工衛星局と隣接する人工衛星局との間で調整された隣接する人工衛星局方向の軸外等価等方輻射電力の総和の値を超えて運用しないこと。

二 地表面における最大電力束密度（当該携帯移動地球局からの電波であつて、一四・四GHzを超える周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一MHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とする。）の値は、次の表の上欄に掲げる地表面における水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えて運用しないこと。

| 電波の到来角（ θ ） | 電力束密度 |
|--------------------|-------|
|--------------------|-------|

四〇度以下

次に掲げる式による値以下

$$-132 + 0.5\theta \text{ デシベル (注)}$$

四〇度を超え九〇度以下

(一) 一一二デシベル (注)

注 一ワットを〇デシベルとする。

三 一四・四七GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を受信する電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所の見通し域内では、当該電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所の地表面における最大電力束密度（当該携帯移動地球局からの電波であつて、当該電波天文業務の用に供する受信設備が受信する一四・四七GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一五〇kHzの帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とする。）の値は、次の表の上欄に掲げる当該電波天文業務の用に供する受信設備の設置場所の地表面における水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えて運用しないこと。

| 電波の到来角 (θ) | 電力束密度 |
|---------------------|--------------|
| 一〇度以下 | 次に掲げる式による値以下 |

| | |
|-------------|--------------------|
| 一〇度を超え九〇度以下 | -190+0.5θ デシベル (注) |
| | (一) 一八五デシベル (注) |

注 一ワットを〇デシベルとする。

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二十一の二 海上において電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局(本邦の排他的経済水域を越えて航海を行う船舶において使用するものに限る。)」の無線設備(第十九条の二十四の二)を「第四節の二十一の二 海上において電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局(本邦の排他的経済水域を越えて航海を行う船舶において使用するものに限る。)」として開設する携帯移動地球局の無線設備(第四十九条の二十四の三)の無線設備(第四十九条の二十四の二)に改める。

第四章第四節の二十一の二の次に次の一節を加える。

第四節の二十一の三 回轉翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局の無線設備

第四十九条の二十四の三 回轉翼航空機に搭載して電気通信業務を行うことを目的として開設する携帯移動地球局であつて、制御携帯基地地球局（当該携帯移動地球局の制御を行う携帯基地地球局をいう。以下この条において同じ。）からの制御を受けて携帯基地地球局又は携帯移動地球局と通信を行うもので、一四・〇GHzを超え一四・四GHz以下の周波数の電波を送信するものの無線設備は、次の条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 空中線は、通信の相手方である人工衛星局のみを自動的に捕捉及び追尾することができるものであつて、当該人工衛星局を自動的に捕捉及び追尾することができなくなつた場合は、直ちに電波の発射を停止する機能を有すること。

ロ 制御携帯基地地球局が送信する制御信号を受信した場合に限り、送信を開始できる機能を有すること。

ハ 周波数及び輻射する電力は、制御携帯基地地球局が送信する制御信号によつて自動的に設定されるものであること。

ニ 自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び制御携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ホ 自機の回転翼に電波が輻射しないよう、回転翼の回転に連動して電波の発射を制御する機能を有すること。

へ 自機の機体に電波が輻射しないよう、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、デジタル変調方式であること。

ロ 送信空中線から輻射される四〇kHz帯域当たりの電力は、追尾誤差を考慮して、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりのものであること。

| | |
|--------------------------|---|
| 主輻射の方向からの離角 (θ) | 最大輻射電力 (一ワットを〇デシベルとする。) |
| 一一・五度以上七度未満 | 次に掲げる式による値以下 $33-251\log_{10}\theta$ デシベル |

| | |
|-------------|---|
| 七度以上九・二度未満 | 一二デシベル以下 |
| 九・二度以上四八度未満 | 次に掲げる式による値以下 $36-251\log_{10}\theta$ デシベル |
| 四八度以上一八〇度以下 | (一) 六デシベル以下 |

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十号の二の次に次の一号を加える。

三十の三 設備規則第四十九条の二十四の三においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備

項一第条二第

項一第条二第

項一第条二第

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|-------------|
| | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の二の号十三第 |
|--|---|---|---|---|-------------|

| | | | | | |
|--|---|---|---|---|-------------|
| | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の二の号十三第 |
| | ○ | ○ | ○ | ○ | 備設線無の三の号十三第 |

別表第一号一(3)アの表中

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

を

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

に改め、同(3)ウ中「第三十号の二」の下に「第三

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|---|--|
| | | | | | | | ○ | |
|--|--|--|--|--|--|--|---|--|

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|---|--|
| | | | | | | | ○ | |
| | | | | | | | ○ | |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

十号の三」を、「第二号イ及びロ」の下に、「第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ」を加える。

別表第二号第五の注16(2)中「及び第2条第1項第46号」を「並びに第2条第1項第30号の2、第30号の3及び第46号」に改める。

様式第7号の注4の表中

| | |
|----------------------|--|
| 第2条第1項第30号の2に掲げる無線設備 | |
|----------------------|--|

| | |
|----------------------|--|
| 第2条第1項第30号の2に掲げる無線設備 | |
| 第2条第1項第30号の3に掲げる無線設備 | |

L W

を

L W

〇
ト

に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。